

● 生息地の破壊と違法伐採

東南アジアの森林に生息するサイ、アジアゾウ、オランウータン、テナガザル、スローリスなどは生息地の喪失が絶滅の大きな脅威となっています。そして日本はそれらが生息するマレーシア、インドネシアから木材や木製品を輸入しています。

国際刑事警察機構 (INTERPOL) と世界銀行が発行した報告書⁽¹⁾の中で、東南アジアでは、カンボジア、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、ベトナムをもっとも違法伐採の影響を受けている国に挙げています。これらの国では軍事グループや腐敗した役人が違法伐採に関与し、村人を強制的に安い賃金で働かせたり、非公式の通行料を徴収したりするなど、地域社会への暴力や脅迫によって彼らのビジネスが行われています。

違法伐採や違法木材の貿易などの森林犯罪は、世界で年間推定300～1000億米ドル(約3.7～12.3兆円)、世界の木材取引の10～30%は違法と推定されています。環境犯罪のなかでもっとも規模が大きく、世界のODAが年間1350億米ドルであることと比べると、その規模の大きさがわかります⁽²⁾。

● 違法木材は日本へも

違法伐採された木材かどうかは流通の段階では見分けがつかないため、リスクの低い犯罪として犯罪組織や政治の腐敗の温床になっています。また違法伐採された木材の輸入国として中国、ヨーロッパ諸国、米国、日本が挙

げられています。とくに中国は自国の消費の増加だけでなく、アジア近隣諸国やアフリカから違法伐採した木材を輸入して木製品に加工し、ヨーロッパ諸国、米国、日本に輸出していると報告書⁽¹⁾は指摘しています。

● 違法木材に対する各国の取り組み

違法木材を市場から締め出すために、各国は法整備を進めてきました。米国は1900年に違法に捕獲した野生動物の売買を禁じるレイシー法を施行しています。2008年の改定で木製品も対象になり、輸入業者は米国の国内法だけでなく、伐採した国の法律にも違反していないことを証明しなければなりません。

2015年10月、米国の床材小売大手のランバー・リクイデーター社は、極東ロシアのシベリアトラヤアムールヒョウの生息する地域で違法伐採された木材を使った床材を、虚偽の申請をして輸入した罪を認めました。判決が2016年2月に言い渡されると、同社は1300万ドル(約16億円)を超える罰金・没収金、そして米国野生生物財団(NFWF)と米国魚類野生生物局サイ・トラ保護基金へ寄付金を支払うこととなります。この寄付金は、違法行為の取り締まりで使う樹種判定装置の開発と、シベリアトラヤアムールヒョウの生息地の保全活動に使われる予定です⁽³⁾。

オーストラリアは2012年に違法伐採禁止法を制定し、2014年から施行しています。EUでは2013年にEU木材規制(EUTR)を発効し、違法木材を

EU市場に出すこと禁止しました。この規制では違法行為の情報を集め、リスクの高い国の木材や樹種を輸入しようとする事業者は、第三者機関に調査を依頼する、リスクの低いものに変更するなどの緩和措置をとらなければなりません。リスク評価のための情報収集には、NGOが大きな役割を果たしています。

● 日本でも法制化へ

日本にはグリーン購入法があり、政府調達木材・木製品は合法性と持続可能性が求められます。しかし拘束力のある法律はありませんでした。そのため現在、自民党、民主党はそれぞれ法案を検討しています。

違法行為によって安く生産された木材が市場に流入すると、公正な取引が妨げられます。そのため貿易交渉の中で、違法伐採対策に取り組む動きが進んでいます。



タンジュン・ブティン国立公園 インドネシア

【参考】

- *1 国際刑事警察機構 世界銀行 (2010). 『CHAINSAW PROJECT An INTERPOL perspective on law enforcement in illegal logging』 p7-8 p22 <http://www.illegal-logging.info/sites/default/files/uploads/WorldBankChainsawIllegalLoggingReport.pdf>
- *2 国連環境計画, 国際刑事警察機構 (2014). 『The Environmental Crime Crisis - Threats to Sustainable Development from Illegal Exploitation and Trade in Wildlife and forest Resource』 p.19 <http://www.unep.org/unea/docs/rracrimecrisis.pdf>
- *3 米国司法省広報室 緊急リリース 2015年10月22日 <http://www.justice.gov/opa/pr/lumber-liquidators-inc-pleads-guilty-environmental-crimes-and-agrees-pay-more-13-million>

JWCS 認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立: 1990年 NPO法人格取得: 2001年 認定取得: 2014年

名誉会長: 小原秀雄 (女子栄養大学名誉教授) 会長: 安藤元一 (ヤマザキ学園大学教授) 副会長: 小川深 (東京学芸大学名誉教授) 森川純 (酪農学園大学名誉教授) 事務局長: 鈴木希理恵 理事: 永石文明 (㈱エコロジーパス) 並木美砂子 (帝京科学大学教授) 西原智昭 (WCSコンゴ) 古沢広祐 (国学院大学教授) 山極壽一 (京都大学総長) 監事: 磯田厚子 (女子栄養大学教授) 顧問: 岩田好宏 (元・中学高校教諭)

〒180-0022
東京都武蔵野市境1-11-19 モウトAPT102
Tel & Fax: 0422-54-4885
E-mail: info@jwcs.org <http://www.jwcs.org>

[会費・寄付のご送金先]
郵便振替 00160-9-715145
加入者名 野生生物保全論研究会
正会員年間 5000円

表紙: オランウータン

JWCS通信 2015年通巻76号

2015年11月発行
発行人 = 安藤元一
編集 = 鈴木希理恵
デザイン: 土肥優子

